

安芸高田市農業委員会議事録

令和6年第1回

総 会

令和6年1月22日（月）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和6年1月22日(月)

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 4号 非農地証明申請について
日程第 6 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7 議案第 6号 農業振興地域整備計画の変更について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	欠
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	欠

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

藤城 輝久 係長

中村 貴啓 主任

安芸高田市産業部地域営農課 末長 量平 主査

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間50分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまから、令和6年第1回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の総会に12番 高松委員、9番 仁伍委員、2名の欠席の申し出がございました。したがって、ただいまの出席委員は10名でございます。定数に達しておりますので、これより令和6年第1回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元のほうに配付をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして議長において行います。3番 水重委員、4番 見坂委員、両名を指名いたします。よろしくお祈りを申し上げます。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。なお、会長、職務代理共に調査報告がありますので、このまま議事を進行します。

はじめに受付番号1、2、12、13号の4件につきまして、10番 田中がご報告申し上げます。

去る1月16日に、農業委員、推進委員並びに事務局とで現地の調査を行いました。その詳細について内容を説明、報告を申し上げます。はじめに現在、譲渡人は●●●●●さんですが、●●在住、●●●●でございますが、耕作が非常に困難ということもあり、この度申請地を借り受けて耕作をしておる、譲受人●●●●●でございますが、これへ譲渡をいたしまして、今後効率的に耕作を行うという事で、所有権移転をするための申請でございます。場所でございますが、別添の地図をご覧くださいと、少し分かりにくくございますが、主なる場所というのはですね、●●●●●をずっと●●●●●の方へ向かってまいりますと、途中で●●●●●の方へ抜ける道がございます。その道を橋を渡って行きますと、約1km弱行きますと、●●●●●というお寺がございますが、その手前でございます。その辺りがこの申請地でございます。もうすでに●●●●●から借りて、●●●●●が耕作を始めておられまして、今後これを譲り受けて引き続きの耕作という事でございますので、特段なる影響、問題等は発生をしないというふうに思います。従いまして許可妥当と判断をいたしましたわけでございます。

次に、受付番号2号の件でございますが、現在譲渡人は●●在住、●●●●●●●●●●という事









の度、譲受人の●●●●●●●●さんが購入されて耕作されるそうです。どちらも周辺は耕作放棄地となっており、他の農地に影響はない事を確認しました。なお、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。

○光永委員

すいませんちょっと確認ですけど。11番。1-11番の案件ですけど、譲渡価格は2,970万で間違いないですか。

○事務局

住宅と含んでなんですけど、申請書には細かい内訳は書いてないんですけど、住宅は少なくとも含まれている書き方だったので。ハウスも立派なものが建ってまして。頑丈なハウス、パイプではなくて鉄骨のハウスです。設備投資されておられるようです。

○水重委員

半分ぐらいの面積がハウスでした。すぐ収穫できる状態でしたし。

○光永委員

25アールぐらいハウスならかなりなものですね。分かりました。いくら住宅が付いているといっても高いなと思ったんですが。分かりました。

○田中会長

私から1件。受付番号9号の●●●●●●●●さんの件ですが。作物は草地です？1種農地になるんですか？国の補助金が入ってる？

○光永委員

草地です。1種農地で、国の補助金が入っています。

○田中会長

分かりました。それから●●●●●●●●さんですが、これは営農型じゃないよね？





の度この申請地が手続きされないうまま建てられており、この度始末書を添付されて、ちゃんとした宅地となるように申請されました。この申請地は道路端にあり、宅地や道路に囲まれた所なので営農には支障ない事から問題ない事を確認いたしました。なお詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号2号につきまして、1番 光永委員さんお願いします。

○光永委員

1番 光永です。1月11日、農業委員2名、推進委員4名、事務局とで現地を確認しております。図面番号2-2をご覧ください。場所ですが、申請地と書いてある右手は●●●。左手は●●●●●の●●です。●●●●より約200m●●●●●に行った場所が、この申請地になります。現在、現地を見ますと、防草シートを張っただけということなので、何もされずに始末書がついていますが、防草シートを外せばすぐ農地に戻る状態だったのですが、一応始末書まで添付して駐車場にという事なので、いいだろうと。他に影響がない事は確認してまいりました。詳しくは別紙調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いします。ございませんか。よろしいですか。

質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入りたいと思います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号1号につきまし





○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか。私から1つ失礼して。受付番号1号の件ですが、加工排水はいい具合になっているのでしょうか。

○境江委員

排水路があるので別に何も問題はないです。

○田中会長

分かりました。それから受付番号2号の件であります、●●さんと●●さんの件。これは始末書を付しての申請になっておりますが、公園という事になっておりますが、公園の目的はなんなんですか。例えば有料にしてSNS等でPRして人を呼び込んで、見学料をいくらとるとか。そうではなく全くボランティアで、趣味で公園を作っているらっしゃるとか。

○藤原委員

先ほどちょっと説明させていただいたのですが、公園となっておりますけど、私設の地域おこしの、だんだんそこが過疎化していくという事ですね、以前桜の木を植えたりして知人を呼んだり、●●●という今は●●●●●●があるんですけど、それが山上からあそこに降りて、その途中に●●●●という所がありますし、そこが昔はある程度●●●●もあって、昔栄えていた所ということです。●●さんのすぐ上の所なんで。自分の所が廃れていくのがちょっとアレという事で、地域のアレがどうですか、思い出が物凄く強い人だと思うんですね。色々自分で私費を投じて、遊休地みたいな所を公園化というような事をしてですね、水車を作ったり何したりして、知人とか地域の者に公開していたようで、営利目的でやっていたとかそういう事は全然ないということですね。なかなかできないことだなという事で、注目しながら協力できるものは協力しながらしていたんですけど、急に病に倒れられて。

○田中会長

分かりました。場所は●●●の上の方になるんですか、場所は？●●といえますと？

○事務局

●●●を上がった辺りです。

○田中会長

●●●●●●があるところですか。なるほど。



道を約2km上がった所に、大きな堤があります。その堤のそばが申請地1-1、申請地2となります。これは、かい廃年月日が平成15年頃と書いてありますが、それよりかなり前じゃないかなというふうに、現地を見てまいりました。立ち入ることができないくらい竹等が繁茂しておりまして、ごみもかなり散乱しているという状況で、とても悲惨な状況でありました。

もう1か所●●●●●という所は、それから●●という場所に入って、先ほど報告した●●●●●のすぐ前という、99㎡の三角の畑です。これは登記上は田ですけど、畑として木も大きな木になっているという事ですね、今回の申請人の父親が亡くなってから、何もできないという事でかい廃してしまったという事で、致し方ないかなというふうに見てまいりました。

以上でこの3点についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はございませんか。よろしいですか。ございませんか。質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第4号 非農地証明申請について、申請のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。したがって、議案第4号 非農地証明申請につきましては申請通り受理することに決しました。次へまいります。

日程第6 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。議案第5号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第5号 農用地利用集積計画の決定につきましては、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答する











り、一番端っこになるので、他の農地に影響はないというふうに確認はしてまいりました。

以上で20号に対する報告を終わります、

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、向原地区でございますが、位置番号21、22号の2件につきまして6番 山本委員さん。さらに、本日は高松委員さんをご欠席でございます。したがって23号についても代理報告ということで6番 山本委員さんでお願いをいたします。

○山本委員

6番 山本です。位置番号21、22、23号について報告します。1月15日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。

21号ですが、申請地は●●●●から●●●●●●●●を●●●●に約1km行った所にある、●●●の未整備田85㎡です。この土地は以前、太陽光発電、宅地等でご審議いただいた土地に囲まれており、今回駐車場として使用するために申請されたそうです。周辺に農地はなく農振除外は問題ない事を確認しました。

続いて22号ですが、申請地は●●●●から●●●●●●●●を●●●●に約2km行き、右手方向に約200m行った所にある、●●●●●●●●の向かい側の畑189㎡と、田365㎡です。これまでの製品の運搬は外部の運送業者に委託されていましたが、運送業者が倒産され、これからは自社で運搬することになり、トラックを3台購入するために駐車場として今回の申請に至ったそうです。他の農地とは里道、農道で区切られており、周辺の農地には影響がない事を確認しました。

続いて23号ですが、申請地は向原町●●になり、●●●●から●●●●●●●●を●●●●に約2km行き、右手方向に約100m行った所にある、原野化した田296㎡です、譲受人の●●さんは●●●をされており、現在工場の敷地内に従業員の車を駐車されていますが、資材の搬入時に支障があるため、工場に隣接する申請地を駐車場として使用するため、今回の申請に至ったそうです。周辺には農地はなく、原野及び市道に囲まれた農地であり、周辺農地に影響がない事を確認しました。

以上、位置番号21、22、23号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑及び意見のある方はご発言をおねがいします。よろしいですか？

質疑及び意見がないようでございます。したがって質疑、意見を終了し、採決に入ります。

す。議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、諮問のとおり認定する事に賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。従いまして、議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更については、諮問のとおり認定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上をもちまして本総会に付議をされました案件は全て審議を終了いたしました。これをもって令和6年第1回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時27分 閉会